

美幌町民会館びほーる利用における 新型コロナウイルス感染症対策に関する ガイドライン

令和4年 1月24日改定

令和4年 2月 1日適用

本許可条件に関しましては、国、道の基準を基に、併せて（公社）全国公立文化施設協会のガイドライン（令和3年10月15日改定版）等も参考に作成。リハーサル、本番、下見等関係者のみの利用、練習で舞台のみの利用等すべてに該当する。

1.主 催 者

（1）客席数について

感染症予防対策として来場者が大声を出すことが想定される催し以外について、最前列から2列を使用不可とした456席とする（別添のとおり）。座れない座席には、表示をする。一人で座れない小さな子などは、保護者の膝の上に座ることは可とする。この範囲内において、主催者の判断により、席の利用方法を検討いただき運用する。

チケット半券又は受付名簿等に、お名前・連絡先を来場者にあらかじめ記入いただく他、体調不良が無いことを確認する欄を設けていただくなど、主催者の責において必ず確認する。（別紙チケット例参照）

（2）受付～客席入場前について

- ①全員マスクを着用すること。来場者にもマスクを着用するよう周知を徹底すること。マスクを着用していない方については、主催者でマスクを用意し渡すこと。
- ②人と人との間隔を最低1m以上空けて行動し、全ての場所で近距離での会話や大声を避ける。また、受付担当者は手指の消毒を徹底し、当施設で準備したビニールカーテン設置の机（3台有）を使用とする。なお、本設備以外にさらに必要な場合は、主催者において準備し、飛沫感染防止の徹底を図ることとする。この場合も1m以上の間隔を空けて設置するなど、十分な間隔・距離を保つよう主催者は徹底すること。

- ③受付で来場者全員の「氏名・住所・電話番号」の記載を求め、少なくとも1ヶ月程度主催者の責で保管すること。チラシ等であらかじめ個人情報の収集・提供について周知を行う。
- 集団感染（クラスター）が発生した場合、記載用紙の提出等、保健所等の関係機関に協力願う。
- ④主催者は、来場者全員を受付時に施設で貸し出す体温計で検温すること。この場合、37.0度以上の熱がある場合は会館職員に報告し対応を引き継ぐ。また、受付時に、施設設置の消毒液で必ず手指を消毒の上入館するよう徹底させること。
- ⑤プログラムやパンフレット等の配付物は、手渡しをせず来場者が自ら持っていけるようにすること。
- ⑥チケットやもぎりは、来場者に半券を任意の入れ物に入れてもらうなどの工夫をすること。金銭のやりとりはトレーを使用するなどし、受付においては来場者との直接接触を避けること。
- ⑦受付後のギャラリーや入場前において、「三密」にならないように適切に誘導すること。また、入場前は距離を置いて待たせる、終演後は距離を置いて出してもらうなど、会場整理担当者を配置すること。
- ⑧物販は「三密」となる可能性が高いため、可能な限り通信販売やインターネット販売を基本とする。ただし、物販を行う場合は混雑を避けるため、ギャラリーでは実施せず、別会場において実施すること。（小ホール・中ホール等 入場制限など感染対策を講じること）密集・密接とならない様に最低1m以上間隔をあけて整列させるなど主催者の監視の元十分注意して行うこと。また、あらかじめ商品一覧が掲載されたチラシ等を用意し、多くの人が触れるようなサンプル品・見本などは置かないこととする。
- ⑨客席への入場及び退場は、座席によりブロック分け（例 別紙）をし、時間をずらして行うこと。また、あらかじめ進行方向を定めるなど、密集を避けるように行うこと。

（3）客席での対応～終演後について

- ①会場係として2名以上配置すること。
- ・ 入場者の空席への案内、密集・密接を避ける呼びかけ、開演準備完了確認を行う。（施設職員と一緒に確認し、開演の合図は施設職員が舞台スタッフに伝える）
 - ・ 換気のための休憩時間及び休憩終了後における客席ドア（4カ所）の開閉を行う。
 - ・ 複数の来場者が未消毒の席を共用しないよう対応する。
 - ・ 休憩終了時に来場者へ元の席に戻るよう呼びかけを行う。
 - ・ 客席で具合が悪くなった者が出た場合の事務室への連絡を行う。（詳細（4）に記載）
 - ・ 終演後のホール内の観客の整理を行う。
 - ・ 停電時など緊急時にドアを開けないでホールスタッフの指示によりドアの開放を行う。
 - ・ 終演後は速やかに退館いただくよう誘導する。

（4）具合が悪くなった者の対応について

開催中に具合が悪くなった者が発生した場合、会場係は速やかに近くの会館職員もしくは事務室

に連絡すること。事務室職員が客席から別室へ連れ出し対処を行う。

(原則下手出入口から連れ出し、主に職員使用トイレ前の通路を通す)。なお、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われるような回答があった場合、事業継続の是非は主催責任者と協議の上決定とする。この場合、リハーサルや本番が一時中断、または途中で中止となりうる旨事前説明を行い、理解を得ることとする。

(5) 出演者について

- ①舞台上では、マスクを外すことを可とする。それ以外の場所においてはマスク着用する。
- ②楽屋は常に換気扇を回し、必要が無い限りドアを開放し換気を行う。楽屋にて飲食する場合、対面を避け、お互いの距離を1 m以上取るよう徹底すること。
- ③ギャラリーでの飲食は、リハーサル等利用者が限られる場合は可とし、多数が利用するイベント本番当日は不可とする。主催者による、来場者への飲食物の提供は許可しないこととする。
- ④ピアノを演奏する場合、演奏前に舞台袖で手指を消毒し、十分に乾燥後演奏すること（アルコールで鍵盤を傷める可能性があるため）。
- ⑤出演者や来賓者同士は、公演中の接触は控えること。また、出演者と来場者が接触するような演出（舞台上から観客席に降りる、来場者を客席から舞台上に上げる、ハイタッチをする等）は行わないようお願いする。

(6) 舞台上等の片付けについて

- ①舞台上で使用したイス・机・譜面台等については、職員の指示に従い消毒の対応を行う指定の場所まで移動させる。
- ②楽屋は持ち込んだ物品は全て撤収の上、机・イスの消毒を行い、所定の場所へ戻すこと。(消毒に必要な物品は貸出を行う)

2.来館者

- ①来館の際はあらかじめ体温を測り、発熱（平熱より高い状態）がある場合は来館を控えること。
- ②必ずマスクを着用すること。マスクは不織布のものを推奨する。(マスクの着用が難しい乳児・幼児は例外とする)
- ③入館時やトイレ後は必ず、手洗い・手指の消毒を行うこと。その他可能な範囲でこまめに手洗い・手指の消毒を行うこと。
- ④受付で並ぶ場合は、前後左右の間隔を最低1 m以上空けること。
- ⑤近距離・対面での会話や大声（マスクをしていても）、館内を走り回る行為は禁止とする。
- ⑥身体の接触は避けること（ハイタッチや握手など）。
- ⑦出演者へのプレゼントや差し入れを直接渡す行為は行わないこと。
- ⑧出演者への「花束」など物品等の直接の授受はしないこと。花束等はあらかじめ置き場を決め、持参した人が自ら置くようにする。（花束等を扱う担当者をあらかじめ決めておくこと）
- ⑨一度使用した席から別の席への移動はしないこととする。

- ⑩観客席での声援や、自席を脱する激しい動きは禁止する。
- ⑪客席ひじ掛けの共有は避け、左右どちらかのみを使用とする。

3.共通事項

(1) 体調チェックの実施

- ①入館前、全ての方に検温を行うことを徹底してもらう。なお37.0度以上の発熱（または平熱比1度超過）、風邪の諸症状、咳、息苦しさ、呼吸困難、強いだるさや軽度であっても咳・のどの痛み、味覚・臭覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢や吐き気、嘔吐など体調不良の場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者と濃厚接触がある場合（陰性が確認されるまで）、過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、または、緊急事態宣言が出されている都府県、まん延防止等重点措置が出されている地域への訪問歴がある場合も利用をお断りする。
- ②入館者全員、入館・退館時、手指を消毒してもらう。館に消毒用アルコールは設置しているが、可能であれば主催者、個人でも持参するなど二重、三重に注意をお願いする。また、トイレ使用後は手洗いの徹底も図ってもらう。
- ③ロビー、楽屋、ギャラリーなど、全ての場所において「三密（密集・密接・密閉）」にならないように注意喚起する。
- ④来館中に生じたごみは、館設置の自動販売機で購入したもの以外は全て持ち帰ること。

4.会館スタッフ

前記3. 共通事項①に準じる。該当する場合は出勤を控え、館長へ速やかに報告すること。

(1) 事前確認

- ①主催者に、打合せなどにおいて本許可条件を説明し理解を得ること。理解を得られない、または本条件によらない事象が生じるなど場合は、館長に報告の上主催者と再度協議し、場合によっては町民会館条例第6条第1項第4号の規定により使用許可を行わないこととする。
- ②リハーサル等で客席等を使用した場合、その後消毒作業が必要となることから、場合によっては主催者と日程について協議し、円滑に進行するよう協力を仰ぐこと。
- ③本番中に換気が必要なことから、リハーサルや本番中に可能な限り15分間以上の休憩（換気時間）を設けるよう打合せで伝え理解いただくこと。リハーサル・本番における換気休憩分に相当する1時間分については免除とする。（令和3年4月30日決裁）

(2) 当日対応

- ①来場者に本条件を逸脱するものが認められた場合は、注意を促すこと。
※注意の上、改善が見られない場合は職員に連絡の上対応する。

②来場者で感染が疑われるなど体調不良者が出た場合、速やかに客席等から該当者を退席させ、帰宅及び医療機関（※1）での受診を促すとともに、館長へも連絡を行うこと。なお、何らかの事情により体調不良者が帰宅までに時間を要する場合は、施設側で隔離・待機できる場所を用意すること。その際、対応する職員はマスク及び手袋を着用し、感染リスクを減らす服装などにより対応すること。なお、感染が疑われる回答を得た場合は、舞台スタッフに連絡すること。この場合、舞台スタッフは主催者に状況を説明し、継続の可否について協議の上決定すること。

（3）イベント終了後

①使用箇所の消毒を行うこと。

- ・座席は本番利用後は、あらかじめ使用箇所を決めている場合を除き全席消毒を行う。
- ・舞台上はその後の利用状況に併せ、計画的に消毒を行う。消毒をすぐに行えない場合は換気を十分に行うことで対応する。
- ・楽屋・ギャラリーについても消毒（机・イスは使用者が消毒）を行う。

②換気の実施

- ・ホールのイベントが終了し、来場者が退館後、ホールのすべての扉を開けて換気を行う。
- ・ギャラリーは可能限り、開放できる窓を開け、自然換気する。

5.その他

上記に記載の無い事項や疑義が生じた場合は、主催者と教育委員会とで協議の上決定とする。

○業種別ガイドライン等の遵守について

上記項目のほか、最新版の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」をはじめ、国や道が注意喚起・周知している事項、その他必要な業種別ガイドラインを遵守するように努めること。

※医療機関（※1）：日曜日及び祝日の日中は「当番病院」、夜間及び平日の日中は「国保病院」、土曜日は各医療機関となります。

※この項目に関しては、今後の情勢により随時変更される。

（美幌町教育委員会）